平成２４年（フ）第２５００号
福岡市東区三苫４丁目２番70―408号
債務者　苑田　英俊
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２５１６号
福岡市東区多の津５丁目10番８号
債務者　若本　　剛（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２５２５号
福岡県糟屋郡宇美町ゆりが丘５丁目９番５号
債務者　樋渡須伊子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２号
福岡市南区三宅１丁目11番12号
債務者　松田　律夫
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２号
福岡市中央区西公園７番６号
債務者　池田　俊紹
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３６号
福岡県宗像市須恵４丁目29番26―103号
債務者　内村　孝広
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３８号
福岡県糸島市前原中央３丁目18番18号
債務者　種　　慶子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４８号
福岡市南区平和１丁目３番３―304号
債務者　入江万里子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５７号
福岡市南区皿山４丁目１番５―202号
債務者　竹添美由子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６０号
福岡市東区香椎２丁目18番33―207号
債務者　斉藤　仁一
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７８号
福岡市南区野多目５丁目19番８号
債務者　菖蒲　正義
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９９号
福岡県春日市宝町３丁目11番地６第１宝コーポ203号
債務者　合原　　圭
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０９号
福岡市南区和田３丁目12番９号
債務者　戸田　尚子（旧姓柳井）
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２２号
大分市大字城原1908番地ニューさくら荘Ｉ303、従前の住所大分市大字角子原816番地
債務者　廣瀬　　勇
1　決定年月日時　平成25年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４２号
沖縄県那覇市牧志１丁目14番５号　阿波連方202
債務者　宇禄　圭子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４７７号
茨城県ひたちなか市幸町14番地１
債務者　小林美佐江
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１８号
茨城県水戸市小吹町3006番地の２
債務者　中森　直美
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３４号
茨城県東茨城郡茨城町大字下雨ケ谷608番地
債務者　小沼ひろ子
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
水戸地方裁判所